

平成 17 年 10 月 24 日

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第 10 号

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」

企業会計基準適用指針公開草案第 13 号

「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」

についての意見

(社)日本証券アナリスト協会

このたび公表されました上記公開草案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、意見を下記のとおり申し上げます。

記

1. 1 株当たり純資産

「会計基準の適用指針(案)」第 35 項は 1 株当たり純資産額の計算に当たり期末の純資産額から次の項目を控除するとしている。

- (1) 新株式申込証拠金
- (2) 自己株式申込証拠金
- (3) 普通株式よりも配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額
(当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額)
- (4) 当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額
- (5) 新株予約権
- (6) 少数株主持分(連結財務諸表の場合)

上記のうち親会社の普通株式に係る(5)は純資産に含める(控除しない)ことを提案する。企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」において、新株予約権は純資産の構成要素であり、貸借対照表上の純資産と 1 株当たり純資産計算のための純資産はできるかぎり揃えるべきである。

また、新株予約権の対価が現金であるか、ストック・オプションのように役務の提供であるかを問わず、いずれも将来の権利行使によって希薄化が生じうることの対価として公正価値が既存株主に対して払い込まれたものである。この対価は払い込み時点またはオプション付与時点で確定しており、既存株主に帰属する純資産の一部と考えるべきである。一方で、(6)少数株主持分等を BPS 計算上の純資産から除外するのは、BPS が親会社の普通株主に帰属する純資産を計算するものであることから自明である。

なお、潜在株式調整後 BPS の開示を求める意見もあった。

2 . MSCB、CoCos

潜在株式調整後 EPS の算定・開示に際して MSCB(転換価格修正条項付き転換社債)や CoCos(偶発転換社債)をどう取り扱うかのルールを明記されたい。

3 . 期中における条件変更

「会計基準(案)」第 30 項は期首もしくは発行時における転換を前提としているが、上記 2.とも関連して、期中に転換価格が下方修正された場合どのように処理するかについてのルールを規定すべきである。

4 . 最大希薄化株式数

MSCB や CoCos を含め、希薄化効果の有無を問わず、期末に存在する全ての新株予約権の権利が行使されたと想定した場合に発行されることになる最大限の株式数(最大希薄化株式数)を注記するよう規定すべきである。最大希薄化株式数と現在の発行済株式数、定款上の発行可能株式数の比較は有意義な情報となる。

5 . 時系列比較

基準が変更されても時系列比較を可能とするため、過去 3-5 年について新基準により遡及修正した EPS、BPS を開示するよう規定されたい。

以上